

第3編 分野別計画

基本目標2 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮
できるために【子育て支援，学校教育，子ども・若者】

2-1 みんなに見守られ，安心して子どもを産み，育てられるまち【子育て支援】

施策03 子ども・子育て家庭の支援

目的	対象	子ども（出生前を含む），子どもの保護者
	意図	子どもが健やかに成長できる 多様なライフスタイルに合わせて，安心して子どもを産み育てることが できる

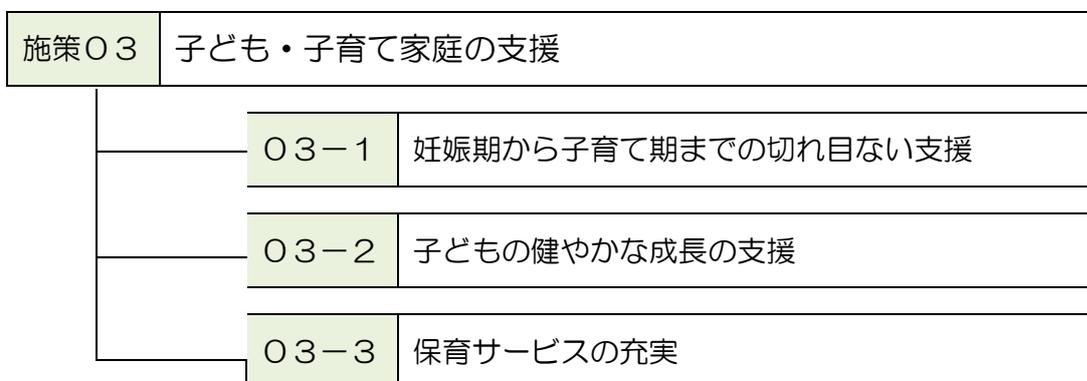
✚ 施策の方向

子どもが健やかに成長し，誰もが安心して子どもを産み育てることができ，子育てを楽しく感じることができるよう，子育て支援サービスの充実を図るとともに，地域全体で支援し，子育てしやすいまちづくりを推進します。

✚ 施策のポイント

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実（母子保健施策と子育て支援施策との連携）
- 国による「こども家庭庁」の創設及び児童福祉法等の一部改正に合わせた対応
- 多様な保育ニーズへの対応（保育園待機児童対策，学童クラブ入会保留児童対策など）
- 児童虐待の予防と早期発見，虐待を受けた子どもの支援・ケアに関する体制の整備
- ヤングケアラーへの支援
- ひとり親家庭等への様々な相談や就労支援，経済的な支援
- 公立保育園における民間活力の活用の推進

✚ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 国が令和3年12月に策定した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」においては、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えるとともに、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとし、そうした「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、令和5年度に「こども家庭庁」を創設するとしています。
- 「こども家庭庁」において、国は、これまで分散していた子ども政策の司令塔機能を一本化し、子ども政策の一元的な企画・立案・総合調整を行うとともに、結婚支援から妊娠前の支援、妊娠・出産の支援、母子保健、子育て支援、子どもの居場所づくり、困難な状況にある子どもの支援等の事務を集約して自ら実施するなど、子ども政策を更に強力に進めていくとしています。
- 市は、「子どもは調布の宝、未来への希望」として、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を平成17年4月に施行しています。また、令和2年3月には、子ども・子育て支援法の規定に基づく「第2期調布っ子すこやかプラン」を策定し、「一人ひとりの子どもを尊重する」、「子育て家庭の支援を充実する」、「地域全体で子どもを育み、子育てを支援する」、「次代を担う子ども・若者等の健全育成」の4つの視点を基本方向とし、子ども・子育て支援については、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを掲げています。
- 児童福祉法等の一部改正（令和4年）に基づき、市は、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターを設置したうえで、一体的な相談支援体制を構築し子育て家庭に対する支援サービスの向上に取り組む必要があります。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について、市は、子育て世代包括支援センター（保健センター・子ども家庭支援センターすこやか）を中心として、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組むとともに、ゆりかご調布事業や産後ケア事業の実施のほか、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎児家庭への支援や、1歳を迎える子どもを育てる家庭への支援に取り組んでいます。
- 地域における子育て家庭の不安解消と子どもの健全な成長を支援するため、各児童館において子育てひろば事業を実施しています。地域とのつながりが希薄化している中、子育て家庭が抱える負担や悩みに対応できるよう、身近な相談支援窓口の一層の充実が求められています。
- 市は、義務教育就学児（小学校1年生から中学校3年生まで）に対する自己負担分の医療費助成について、小学校6年生までの所得制限及び非課税世帯における通院時200円（上限額）負担を撤廃しています。令和5年4月からは、所得制限及び通院時200円（上限額）負担を撤廃するとともに、対象を高校生相当年齢まで拡大し、高校生世代までの医療費の完全無償化を予定しています。
- ひとり親家庭の生活の安定や向上及び子どもの貧困対策に向けて、日常生活など様々な相談、子育てサービスに関する情報提供、就労支援、進学や就職に繋げるための学習支援、経済的支援等を行う必要があります。
- 子どもの貧困への対応として、市は、貧困の連鎖防止対策や複合的な課題を抱える子ども・若者の自立支援等を実施してきました。長引く新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、ひとり親の子育て家庭や子どもの貧困が更に深刻化しているため、子どもの貧困対策の充実を図るとともに、困難を抱える子どもや子育て家庭の実情に応じた支援策を実施していく必要があります。
- 児童虐待に関する相談は、依然として多く寄せられ、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在

第3編 分野別計画

化してきている状況を踏まえ、引き続き、相談窓口の認知度向上に努め、虐待の未然防止に取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。

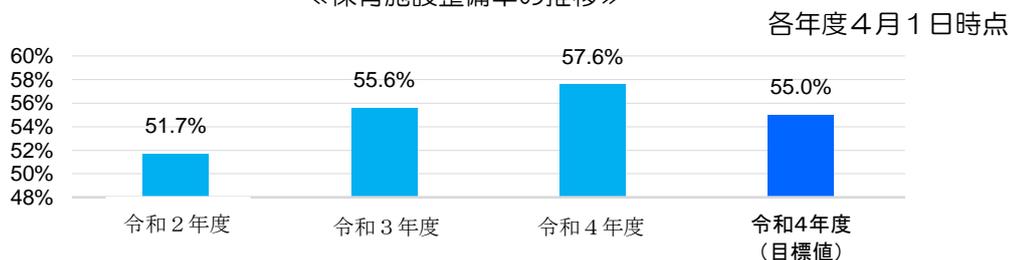
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）について、介護が長期にわたったり、負担や責任が過剰にかかることで心身の発達や友人等との人間関係の構築に支障をきたしたり、進路選択に制約をもたらすケースがあることが課題であると捉えられています。そのため、ヤングケアラー本人が望む学業や仕事、社会参加等を制限されることなく継続できるよう、市は、個々の状況に応じた支援に取り組んでいく必要があります。
- 市は、令和2年5月から、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、困難を抱え支援を必要とする子どもや子育て家庭等に対して、一家団らん機会の提供や食料品購入を通じた生活支援、新学期に向けた学びの支援などを行うため、18歳以下の子どもがいる家庭に市内で使える応援券等を支給する「調布っ子応援プロジェクト」を継続して実施しています。

《調布っ子応援プロジェクトの概要》

事業名	時期	支給内容	対象人数
第1弾	R2.5～7月	商品券	約30850人
第2弾	R2.6月	米	約3150人
第2弾	R2.7～9月	現金	約2300人
第3弾	R3.8～10月	商品券	約38300人
第4弾	R4.3～5月	商品券	約39400人
第5弾	R4.12～R5.3月	キャッシュレスポイント等	約4000人

- 市の保育園の入所児童数は、市外からの転入者の増加や世帯の小規模化の進展等を背景に増加している状況を踏まえ、保育園の待機児童対策として、令和元年度から3年度までに、認可保育園4園を誘致・開設するなどし、435人の定員拡充を図りました。その結果、待機児童数は、令和4年に16人となりましたが、依然として待機児童の解消には至っていないことから、減少傾向にある年少人口の今後の推移や将来の保育需要を見据えた効果的な待機児童対策に取り組む必要があります。

《保育施設整備率の推移》



- 市の学童クラブは、児童や共働き世帯の増加などに伴う利用ニーズを踏まえた整備を進め、令和4年7月時点において42施設、定員2,380人となっています。令和元年から4年までの期間においては4施設を新たに整備し、155人の定員拡充を図りました。また、児童の障害の程度や特性に応じた対応ができる障害児学童クラブの開設など、先進的な取組も併せて実施しています。
- 就学児童数が令和8（2026）年度までは増加するものの、今後は児童数全体の減少が見込まれる一方で、共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、保育ニーズが変化することも見込まれます。
- このような動向を踏まえつつ、より多くの市民が地域の中で安心して子どもを産み育てられる環境の充

実を図るためには、今後も引き続き、ハード・ソフトの両面から、困難な状況にある家庭や子どもを含め、利用者のニーズに応じた各種子ども・子育て支援サービスの量的・質的な充実を図るとともに、子育て中の保護者の不安感や負担感及び孤立感の解消に努める必要があります。

✚ 基本的取組の内容

03-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

◆調布市子ども条例及び調布っ子すこやかプランに基づく支援の推進

調布市子ども条例及び調布っ子すこやかプランに基づき、子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、地域全体で子どもの育ちを支援します。

調布っ子すこやかプランについては、令和7（2025）年度からの次期プランの策定に取り組みます。

◆子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目ない子育て支援

市は、子育て世代包括支援センターである子ども家庭支援センターすこやかと保健センターを子育て支援の中心的な拠点として、保護者が持つ不安を解消し、安心して子育てができるよう、相談事業を行います。

また、子ども家庭支援センターすこやかにおいて、一時預かりなどの各種子育て支援事業を行うとともに、保健センターにおいては、妊娠・出産期から子育て期にわたる健康診査や健康相談、保健師等の専門職による家庭への訪問、予防接種等を行うことで、子どもの健やかな成長を支援します。

さらに、本計画期間中に、組織横断的な連携の下、子育て世代包括支援センターを見直して「こども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制の構築に向け、取組を検討、推進していきます。

◆児童館子育てひろば事業の実施

地域における子育て家庭の不安解消と子どもの健全な成長を支援するため、児童館における子育てひろば事業を実施します。また、「乳幼児施設連絡会」を開催し、乳幼児に関わる関係機関同士の顔の見える関係づくりを行います。

◆学習・交流の場の充実

子どもの健やかな成長のために、保護者が子育てに関して学習・交流できる場の提供や環境づくりを行います。

◆ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の配慮が必要な家庭について、経済的支援をはじめ、学習支援、就労支援など、自立に向けた取組を行います。

◆子育て家庭の経済的支援

乳幼児、義務教育就学児、高校生世代に対する医療費助成について、通院時200円（上限額）負担及び保護者の所得制限を撤廃し、完全無償化を実施します。また、幼児教育・保育の無償化への対応、児童手当の支給等を行います。

◆子どもの貧困対策の推進

経済的な困難を抱える家庭の子どもを対象に、進学や就職につなげるため、学習支援や相談・生活支援を行います。また、子ども食堂やフードパントリーを実施する団体への支援を行います。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
子育て支援サービスに満足している市民の割合	59.4% (H30)	68.3% (R3)	➔

基本計画事業候補

事業名	ひとり親家庭等への支援	担当課	子ども家庭課
事業の概要	・ひとり親家庭の生活の安定や向上及びその子どもの貧困の連鎖を防止し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、日常生活や育児等に関する様々な相談、子育てサービスに関する情報提供や就労支援、進学や就職につながるための学習支援を行います。		

事業名	出産・子育て応援事業	担当課	健康推進課	重点2
事業の概要	・すべての子育て家庭に対し、妊娠期から専門職が関わることで、出産・子育てに関する不安を軽減し、支援が必要な家庭の早期把握と支援につなげるため、母子健康手帳の交付及びゆりかご調布面接や産後ケア事業、多胎児家庭支援事業等を実施します。			

事業名	子どもの医療費助成<新規>	担当課	子ども家庭課	重点2
事業の概要	・乳幼児期から高校生世代（非就学者を含む、高校1年生から3年生に相当する年齢の方）までの医療費を助成します。			

03-2 子どもの健やかな成長の支援

◆子どもの虐待防止対策

児童虐待防止センターを中心とする関係機関と連携し、児童虐待の予防と早期発見に取り組むとともに、虐待を受けた子どもの支援・ケアに関する体制を整備します。

◆ヤングケアラーへの対応

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）について、関係部署と連携して、実態を把握するとともに、必要な支援につなげます。

◆子どもの発達への支援

発達に遅れやかたより等がある子どもに対して、子ども発達センターを中心に、関係機関と連携しながら、健やかな成長を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
すこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合	37.6% (H30)	49.8% (R3)	

基本計画事業候補

事業名	児童虐待防止センター事業の推進	担当課	子ども政策課	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援センターすこやかにおいて、児童虐待防止センター事業を実施し、相談や通報の内容に応じて、児童相談所等の関係機関と連携し、迅速で適切な対応を行うほか、保護を要する児童等への支援に関するネットワークの強化を図るため、調布市要保護児童対策地域協議会を運営します。 			

03-3 保育サービスの充実

◆保育の質の維持・向上

子ども・子育て支援法に基づく市内認可保育園等に対する指導検査や保育アドバイザーによる巡回等を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。

◆保育園待機児童対策の推進

未就学児童数や保育園申込者数の推移などを踏まえ、保育を必要とする児童の受入枠確保に向けて、年度限定型保育事業や既存園の定員変更など、効果的な待機児童対策に取り組みます。

◆学童クラブの入会保留児童対策の推進

放課後の児童の安全な育成の場を確保する観点から、学童クラブの入会保留児童対策に取り組みます。なお、施設整備に当たっては、小学校校舎内又は敷地内や民間所有地などの有効活用を図るとともに、放課後子供教室事業と連携した取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
学童クラブ定員数	—	2,370人 (R4年4月1日)	

基本計画事業候補

事業名	保育サービスの充実	担当課	子ども政策課 児童青少年課	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の活用を中心とした計画的な保育園の待機児童対策に取り組みます。 ・学童クラブの整備及び放課後子供教室事業との連携等により、学童クラブ入会保留児童対策に取り組みます。 			



施策の推進，成果向上の視点に関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- マイナポータルの子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の推進
- 学童クラブ申請のオンライン化
- 保護者連絡用ツールのデジタル化

共創のまちづくり

- 地域子育て支援拠点事業の推進

脱炭素社会の実現

- 自然と触れ合う事業の推進

フェーズフリー

- 保育園や児童館，学童クラブ等の施設設備のフェーズフリー対応

第3編 分野別計画

2-2 子どもたちの個性が尊重され、安心して学び成長できるまち【学校教育】

施策04 学校教育の充実

目的	対象	小・中学生
	意図	基礎的な知識や社会性、体力が身に付き、自ら学び、考える力を培う

✚ 施策の方向

次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力を育むための機会を推進するとともに、支援を必要とする子ども一人一人に応じた学びと成長を促します。また、そのために必要な環境を整えます。

✚ 施策のポイント

- OGIGAスクール構想に基づくICT教育の推進
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の計画的な導入
- 市立学校における働き方改革プランの推進による学校教育の質の維持・向上
- 不登校児童・生徒を支援するための中学校適応指導教室の設置に向けた検討
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実
- 第2期調布市特別支援教育推進計画に基づいた特別支援教育の推進
- 教育人口の推移や施設の老朽化等を踏まえた学校施設の整備

✚ 基本的取組の体系

施策04	学校教育の充実
04-1	豊かな心の育成
04-2	確かな学力の育成
04-3	健やかな体の育成
04-4	個に応じたきめ細かな支援
04-5	魅力ある学校づくりの推進
04-6	安全・安心な学校づくりの推進
04-7	学校施設整備の推進

✦ 現状と主要課題

- 平成29年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されました。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を社会と協働・連携しながら育成する「社会に関かれた教育課程」を重視することが示され、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を推進することが求められています。
- 次代を担う子どもたちが、変化の激しい社会の中でたくましく成長し、自らの夢や希望を実現できるよう、今後も引き続き、教育目標に掲げた子どもたちの徳・知・体の調和のとれた成長と、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指します。児童・生徒が主体的に未来の社会を切り拓くための「生きる力」を、一人一人の状況に応じた教育の推進と支援により育てていく必要があります。
- 令和元年度には全国におけるいじめの認知件数が、過去最多となり、市においても、令和元年度の認知件数が過去最多となりました。令和元年度以降、認知件数は減少しているものの、いじめは、どの子ども、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、GIGAスクール構想に基づく対応が前倒しで進められ、市においても、児童・生徒1人1台端末が早期に実現し、教育活動の様々な場面での利活用を推進するほか、夏季休業期間の延長時におけるオンライン授業、対面・オンラインを併用したハイブリッド型授業による学びの保障・充実を図りました。また、学習指導要領で児童・生徒の「学びの基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられた「情報活用能力」を育成するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、更なるICT機器の整備・利活用と併せ、ICT活用に向けた教員の資質・能力の向上が求められています。
- 令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における市の結果は、各種目の合計である体力合計点が東京都平均を下回っている学年があります。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、日頃の学校教育の中でも、体力の低下などが見られるため、体を動かすことに対する興味・関心を高めるとともに、楽しさを実感し、運動習慣の定着化を図る取組を推進する必要があります。
- 共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。東京都では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っており、市においても、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する必要があります。
- 市は、小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」や、全国初となる分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」を開設・運営するなど、不登校児童・生徒への支援を行ってきましたが、不登校児童・生徒数は近年増加傾向で推移しています。文部科学省からは、全国的な増加傾向を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が発出され、その中では、魅力ある学校づくりや効果的な支援の充実、多様な教育機会の確保、中学生を対象とした適応指導教室の整備などが求められています。
- 虐待を受けた子どもや本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）など、家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっています。学校や子どもたちを取り巻く地域社会等においては、こうしたケースを早期発見し、関係機関と連携して必

第3編 分野別計画

要な支援につなげることが求められています。

- 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念を目指し、児童・生徒に未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。市では、令和3年度に地域学校協働本部¹の全小・中学校への設置を完了させ、地域と学校が連携・協働する観点から、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進してきました。これまでの取組を発展・持続させるため、コミュニティ・スクール²(学校運営協議会制度)の導入が必要とされています。
- 近年、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる問題となっています。このことを踏まえ、市は「調布市立学校における働き方改革プラン(平成31年1月)」に基づき、様々な取組を進めてきました。引き続き、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境整備に取り組み、よりよい学校教育の実施につなげる必要があります。
- 部活動における諸課題として、生徒数の減少や競技経験のない教員による指導、休日の大会等への引率による教員の負担などが指摘されている中、令和4年に、スポーツ庁及び文化庁から、運動部活動と文化部活動それぞれの地域移行に関する提言が公表されました。この提言を踏まえ示された国のガイドライン(案)では、部活動の地域移行に当たって、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方が示されています。そのため、国の提言やガイドラインを踏まえ、市の部活動における地域移行について、組織横断的な連携を図りながら検討を進めていく必要があります。
- 市は、今後も良好な学習環境を確保し、安定的な学校運営を継続するためには、長期的な視点により計画的な学校施設の整備を行っていく必要があるという基本認識のもと、平成31年3月に今後の学校施設整備の基本的な考え方を示した「学校施設整備方針」を策定しています。この方針を踏まえ、学校施設について、将来的な建替えなどの整備時期が短期間に集中することがないように、施設の劣化状況や今後の児童・生徒数の動向に留意しながら、施設整備の時期やその手法に関する創意工夫に加え、民間ノウハウや資金の活用等による財政負担の抑制、平準化に取り組む必要があります。

✚ 基本的取組の内容

04-1 豊かな心の育成

◆命を大切にす教育の推進

自他の生命(いのち)を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。

◆人権教育の推進

人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害・国籍・性別等、多様性を認め合う、共生社会の充実に向けた心のバリアフリー教育を推進します。

¹ 学校支援活動をはじめとして、幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指すための仕組み。

² 「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校運営協議会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき教育委員会より任命された委員(保護者や地域の方も委員の対象)が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

◆いじめの防止と対応

いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

◆道徳教育の推進

物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。また、児童・生徒が自信をもって成長し、よりよい社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進めます。

◆体験活動の推進

宿泊を伴う移動教室等の体験活動や、中学校職場体験などについて、感染症対策を講じながら可能な限り実施し、集団行動や社会との接点となる体験を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 (上段：小学校，下段：中学校)	95.2% 92.8% (H29)	96.2% 94.7% (R3)	

04-2 確かな学力の育成

◆基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進

学習の基盤となる資質・能力の確実な育成や個に応じた指導の充実等による個別最適な学びと、探究的な学習の充実等による協働的な学びを一体的に推進することを通じて、児童・生徒の基本的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。

また、義務教育9年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中1ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着に繋がります。

◆ICT環境の整備・活用と情報教育の推進

ICTを日常的に活用できる環境を整え、児童・生徒1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図るとともに、学びの保障・充実を推進します。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、ICTの活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力を育成します。

スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、SNSの活用方法を考える機会を拡充し、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ることで、デジタル社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

第3編 分野別計画

◆グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組

オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」、「国際理解」、「ボランティアマインド」等の5つの資質を、「学校2020レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の充実に向けた意識の醸成等を図ります。

また、外国語指導助手（ALT）を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

◆学校図書館の活用推進

各学校に配置している学校司書と連携し、図書を購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童・生徒が活字に親しみ、主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
全国学力・学習状況調査 (国語・算数(数学)) における東京都の平均正 答率を上回った各科目の 合計ポイント数 (上段:小学校, 下段: 中学校)	—	4.0ポイント 5.0ポイント (R3)	↑
「主体的・対話的に学習 活動に取り組んだ」と考 えた児童・生徒の割合 (上段:小学校, 下段: 中学校)	—	83.5% 78.6% (R3)	↑

基本計画事業候補

事業名	ICT環境の整備・活用と情報教育の 推進<新規>	担当課	指導室	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・教員用端末や教室のICT機器及び児童・生徒1人1台端末の整備・利活用、情報モラル教育の展開等を推進することで、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。 ・学校のニーズに応じたきめ細かな支援を実施することにより、教員のICT活用能力の向上を図ります。 ・ICT機器のみならず、ネットワーク構成、運用やセキュリティに関するルール等の環境を整備することで、児童・生徒の情報活用能力及び教員のICT活用能力の向上のための基盤を強化します。 			

04-3 健やかな体の育成

◆体力向上への支援

全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動（体を動かす遊びを含む）の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実、Tokyoスポーツライフ推進指定地区としての取組等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。また、地域学校協働本部の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。

◆食育の推進

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画の作成を全小・中学校で行います。また、家庭・地域・大学・企業等との連携や市が取り組む食育関連事業との連携を図るなど、学校教育活動全体を通じて児童・生徒の食育を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と市の体力合計点の比較 (上段：小学校, 下段：中学校)	▲2.5ポイント ▲2.7ポイント (H29)	▲3.9ポイント 2.5ポイント (R3)	➔
体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合	—	小学校：男68.0% 女61.6% 中学校：男57.8% 女57.1% (R3)	➔

基本計画事業候補

事業名	児童・生徒の体力向上への支援	担当課	指導室
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 保健体育教育専門研究員を配置し、児童・生徒の体力面や運動習慣等の実態、教職員の現状や意向等を把握します。 体力向上検討委員会を通じた各校の体育の授業改善を推進するとともに、走り方教室等を通じた体力向上及び運動能力の向上に資する取組を推進します。 地域学校協働本部における部活動外部指導員・水泳指導補助員・授業支援員などを活用し、児童・生徒の体力向上に向けた支援に取り組みます。 		

04-4 個に応じたきめ細かな支援

◆特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、すべての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、児童・生徒が十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します。

◆不登校児童・生徒への支援

児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの推進による不登校の未然防止を図るとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。

◆個に応じたきめ細かな教育相談の充実

児童・生徒に関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターと教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える児童・生徒や保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かな対応に努めます。

◆様々な家庭環境にある児童・生徒への支援

経済的な困難を抱える家庭に対し、就学援助制度等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関と連携した適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力の向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
通常の学級における、特別な支援が必要な児童・生徒 [※] の数に対する個別指導計画の作成率 (上段：小学校，下段：中学校)	76.5% 53.7% (H30)	90.8% 62.8% (R3)	➔

※ 指標の対象となる児童・生徒とは、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒を指す。

基本計画事業候補

事業名	特別支援教育の推進	担当課	指導室	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 第2期調布市特別支援教育推進計画に基づき、児童・生徒が十分な教育を受け、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進するため、学校の組織的な体制整備・校内体制の強化、教員等の専門性の向上、保護者・地域・関係機関との連携、全ての児童・生徒が安全・安心に学べる環境・体制整備に取り組みます。 			

事業名	不登校児童・生徒への支援	担当課	指導室	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 小学校適応指導教室「太陽の子」や不登校特例校分教室「第七中学校はしうち教室」の運営により、不登校児童・生徒に対し、教育の機会を提供するとともに、不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCH等、大学との連携事業や訪問型支援事業による不登校児童・生徒に対する支援に取り組みます。 不登校生徒を対象とした中学校適応指導教室の設置に向けて検討します。 			

事業名	学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援	担当課	指導室	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・不登校等の問題行動への対応や、家庭における経済的な課題、ヤングケアラー、児童虐待等の課題を抱える児童・生徒に対し、心理的及び福祉的な支援を行っていくため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における個々の状況に応じた様々な支援に取り組みます。 スクールカウンセラーの全校配置を継続するとともに、スクールソーシャルワーカーについても全校配置を検討し、支援体制の充実を図ります。 			

04-5 魅力ある学校づくりの推進

◆コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が目標やビジョンを共有しながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携と役割分担により、持続可能な仕組みを構築し、学校教育活動の充実、活性化を図ります。

◆特色ある教育活動の推進

農業体験や環境美化活動など、市内の教育資源や各学校の地域特性を活用した取組を推進します。また、児童が自らの個性にあった中学校を選択する学校選択制を通じて、それぞれの個性や可能性をさらに伸ばします。

◆教職員の指導力・人権意識の向上

経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修、教育経営研究室の専門研究員の巡回

第3編 分野別計画

指導に加え、東京教師道場等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。また、教員の人権意識の更なる向上を図るため、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、経済的な困難を抱える家庭やヤングケアラーの問題、外国にルーツを持つ子ども、LGBTQ等、多様性についての理解を深める研修等の充実を図ります。

◆学校における働き方改革の推進

令和5（2023）年度からの「調布市立学校における働き方改革プラン」に則り、教員が担うべき業務に専念できる環境の確保、教員の意識改革、学校を支える人員体制の確保、部活動の負担軽減、教員の健康を保持するための取組等を通じて、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげていきます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
コミュニティ・スクール導入校数	—	未設置 (R4)	

基本計画事業候補

事業名	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進	担当課	指導室	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進めます。 令和3年度に全校設置が完了した地域学校協働本部の円滑な運営を行うとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を一体的に推進することで、教育活動の一層の充実・活性化に取り組みます。 			

04-6 安全・安心な学校づくりの推進

◆食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーのある児童・生徒へ、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、給食室の改修工事に合わせ、アレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに、各種研修・訓練を継続し、保護者への啓発や教職員の意識・知識・技能の向上に努め、市立小学校で発生した食物アレルギーによる死亡事故が決して風化することのないよう各種取組を推進します。

◆安全教育の推進

調布市防災教育の日における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を通じて、児童・生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。

セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通じて、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を育成します。また、児童・生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達の段階に合わせた方法で身に付ける「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進します。

◆児童・生徒の安全確保の推進

通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施、通学路マップの活用による啓発、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、子どもの緊急避難場所となる「こどもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。

また、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス対策や、学校における感染症対策等の取組を継続するとともに、医療的ケア児が学校において、安全に教育が受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
調布市防災教育の日の参加者数	2万9,935人 (H26~30の平均)	1万7,218人 (R3)	➔

基本計画事業候補

事業名	命の教育活動の推進	担当課	指導室	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市防災教育の日（4月の第4土曜日）に合わせた命の授業の実施や、児童・生徒及び教員に対する救命講習を実施するほか、防災に係る地域対象の講座を実施するなど、年間を通して、命を大切にす教育活動を実施します。 ・12月を「いのちと心の教育」月間と位置付け、いのちの大切さなどを題材とした道徳授業等の充実を図る取組を実施します。 			

04-7 学校施設整備の推進

◆学校施設の更新

調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、学校施設と他の公共施設との集約・複合化を視野に入れた、校舎建替え等の検討を進めます。

また、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上等の高断熱化のほか、LED照明導入による省エネルギー化等、脱炭素化社会の実現に資する学校施設の整備の検討を進めます。

◆不足教室への対応

小学校における35人学級編制標準の引き下げや児童・生徒数の増加に対応するため、学校施設の整備・改善に取り組みます。

◆安全・安心で快適な教育環境の整備

計画的な維持保全により、安全・安心で快適な教育環境を保持するとともに、夏季の暑さ対策や熱中症対策のほか、感染症対策を講じたうえで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進します。

また、避難所として重要性が高まっている学校施設について、誰もが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
耐用年数を基本に屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合(上段:屋上防水, 中段:外壁, 下段:受変電設備)	100% 100% 100% (H30)	100% 100% 100% (R3)	➔

基本計画事業候補

事業名	小・中学校施設の整備	担当課	教育総務課	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒数の増加に伴う不足教室対策等としての施設整備を実施します。 ・学校施設の計画的な建替えや長寿命化改修, 維持保全等に取り組みます。 ・食物アレルギー対策のほか, ドライ化や空調設備の設置など計画的に給食室の改修を行います。 ・避難所機能の充実を図るための施設整備を行います。 			



施策の推進, 成果向上の視点の関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- OGIGAスクール構想の実現(児童・生徒1人1台端末の活用等)
- 教育データの利活用

共創のまちづくり

- デジタル技術を活用した食育の推進

脱炭素社会の実現

- 学校施設における再生可能エネルギーの利用促進

フェーズフリー

- コロナ禍等の社会情勢に柔軟に対応するための教育環境の整備

第3編 分野別計画

2-3 子ども・若者が、様々な活動や交流を通して、活躍できるまち【子ども・若者】

施策05 青少年の健全育成

目的	対象	青少年，困難を抱える子ども・若者
	意図	青少年が自覚と責任を持って社会生活をおくることができる 困難を抱える子ども・若者を適切な支援につなげることができる

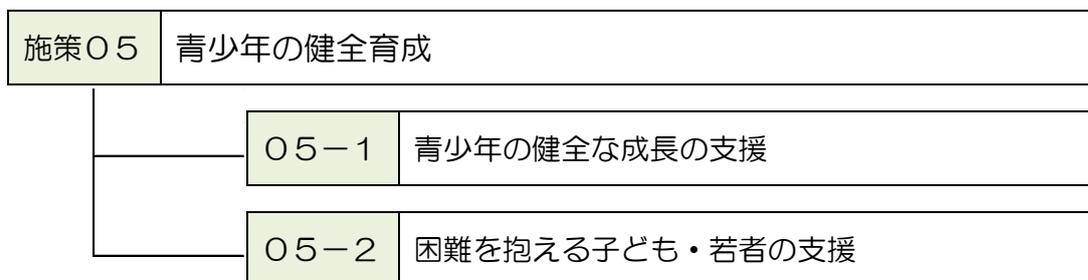
✚ 施策の方向

青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域活動において活躍できる人材の育成，非行防止活動，自立支援について，家庭，学校，地域，行政が一体となった取組を推進します。

✚ 施策のポイント

- 困難を抱える子ども・若者支援における関係機関の連携推進
- 児童館における民間活力の活用及び効果的・効率的な運営
- 学童クラブと連携した，放課後子供教室事業の実施及び利便性の向上

✚ 基本的取組の体系



✚ 現状と主要課題

- 市は，令和2年3月に子ども・若者計画を包含した第2期調布っ子すこやかプランを策定し，計画に基づいて，困難を抱える子ども・若者への支援策を推進しています。
- 地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むため，青少年問題協議会，青少年補導連絡会及び健全育成推進地区委員会との連携・協力の下，各種研修，街頭パトロール，ソフトボール大会，青少年表彰，青少年の非行防止活動等を実施しています。
- インターネット利用環境の変化に伴い，インターネットやSNS等に起因する青少年の犯罪被害が増加傾向にあることから，その現状や対策について，周知・啓発を図る必要があります。
- 青少年の健全育成の場として，リーダー養成講習会を開催し，地域で活躍できる人材を養成しており，

今後も取組の推進を図る必要があります。

- 「青少年ステーション（CAPS）」は、中・高校生世代が安全・安心に過ごせる第三の居場所として、様々な活動を通じて人と出逢い、地域や社会とつながりながら、青少年の健全な成長を支援しています。引き続き、より地域に開かれた施設として、中・高校生世代の力を地域に還元するとともに、悩みや課題を抱えた青少年の自立を支援していく必要があります。あわせて、児童館で実施している中高生事業の充実に取り組みます。
- 令和2年1月に策定した「調布市児童館の今後の在り方、運営に関する方針」に基づき、民間活力を活用した公民連携による児童館運営に取り組んでいます。児童館において、市は、多様化する福祉的課題に対応するため、関係機関と連携しながら、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを行うとともに、児童館の活動等を通じた地域における健全育成の環境づくりを進める必要があります。
- 児童の放課後の居場所として、保護者の就労の状況に関わらず誰でも利用できる放課後子供教室事業を実施しています。放課後子供教室事業では、子どもたち自身のやりたいことの実現を目指すとともに、専門人材による遊びのプログラムや、地域団体と連携したプログラムの提供など、多彩な体験ができるようプログラムの充実を図っていく必要があります。
- 市は、子どもの意見発表の場として「調布っ子“夢”発表会」を実施するほか、児童館や青少年ステーション、青少年交流館における子どもや若者の自主的な活動の支援を行ってきました。国では「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしており、市においても引き続き、子どもや若者の意見を広く取り入れながら、各種施策・事業を進めていく必要があります。
- 子ども・若者に対する支援を行う機関や団体等が連携し、社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える子ども・若者を支援することを目的に、調布市子ども・若者支援地域協議会（子ども・若者支援地域ネットワーク）を設置しています。多様化、複合化する相談内容に対応するため、関係機関同士の連携がより一層必要となります。
- 家庭の事情等で進学や就職をあきらめてしまうことがないよう、子ども・若者に対する自立支援を行うことを目的に、子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、相談・居場所・学習支援事業を行っており、利用人数の増加や多様化するニーズに応じた体制の検討や構築が必要となります。

≪「ここあ」の利用状況（延べ人数）≫

年度	相談	居場所	学習支援	合計
R元年度	5257	518	2468	8243
R2年度	4787	466	2348	7601
R3年度	6249	1124	3445	10818

- 今後、ひとり親世帯の増加や地域におけるつながりの希薄化等を背景に、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニートなど、困難を抱える子ども・若者の問題がさらに複雑さを増していくことが懸念される中、子ども・若者の生まれ育った環境や家庭の経済的理由等によって貴重な学びの機会が奪われることがないよう、支援の充実に取り組む必要があります。

✦ 基本的取組の内容

05-1 青少年の健全な成長の支援

◆青少年の健全育成

健全育成推進地区委員会や関係機関等と連携・協力し、スポーツ大会や青少年表彰を行うほか、街頭パトロール等の非行防止活動を実施するとともに、インターネットやSNS等に起因する青少年の犯罪被害の未然防止に向けた啓発活動を行います。また、各児童館での児童館運営会議をはじめ、地域における各種会議等を通じて関係機関とのネットワークを構築しながら、子どもをまんなかにした地域の健全育成環境づくりに取り組みます。

◆地域で主体的に活躍できる人材の養成

各種リーダー養成講習会を実施し、地域活動等で活躍できる青少年の育成に取り組みます。

◆青少年ステーション（CAPS）及び各児童館における中・高校生世代の健全育成

青少年ステーションや青少年交流館、児童館等を活用し、青少年の自主的な活動を支援します。

また、中・高校生世代の健全育成を進めるために利用者の視点に立ち、子どもの意見を反映させた中・高校生事業を実施します。

◆児童の放課後等の居場所づくり

放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と、外部専門人材の活用や地域団体との連携などによる様々な遊びや活動プログラムを通じ、子どもたちの交流を促進するとともに、児童館、学童クラブと連携した放課後子供教室事業を実施します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
児童館における子どもの意見を具現化した取組の件数	—	調査中	

基本計画事業候補

事業名	放課後子供教室事業の実施<新規>	担当課	児童青少年課
事業の概要	・学校施設を利用して小学生の放課後等における安全な遊び場、居場所を確保するとともに、様々な遊びや活動プログラムを展開し、子どもたちの交流促進を図ります。		

●その他の主な事業

- ・リーダー養成講習会の実施

05-2 困難を抱える子ども・若者の支援

◆困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援

社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者及びその家族を支援するため、調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、相談・居場所・学習支援などの自立支援事業を行います。また、多様化、複合化する相談内容に対応するため、調布市子ども・若者支援地域ネットワークを通じて、相談体制の構築や関係機関の横断的な連携による支援を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者への支援に満足している市民の割合	—	調査中	➔

基本計画事業候補

事業名	子ども・若者への支援	担当課	児童青少年課	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等への支援事業及び生活困窮者自立支援事業との合同事業として、子ども・若者総合支援事業「ここあ」の相談事業及び居場所事業を実施します。 ・市内において居場所を提供する事業への補助を行うとともに、子ども・若者支援地域ネットワークを通じて、子ども・若者の自立支援を行う機関、団体等のネットワーク形成を図り、適切な支援につなげます。 			



施策の推進，成果向上の視点に関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- 困難を抱える子ども・若者へのオンラインを活用した相談対応
- eスポーツを通じた包摂的な交流

共創のまちづくり

- 児童館と地域等とのつながりの継続・発展
- 子ども・若者支援地域ネットワークによる支援

脱炭素社会の実現

- 自然と触れ合う事業の推進，SDGs教育の推進

フェーズフリー

- 平常時から地域ぐるみで健全育成に取り組み，災害時に地域内で助け合いができる 関係の構築

